

★★★★★令和4年度 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 事業評価

				通常分 交付限度額② (令和4年1～3月補助裏分)(国のR3予算)		2,250,000 円	
				通常分 交付限度額③ (令和4年4月以降補助裏分)(国のR3予算)		1,940,000 円	
				通常分 交付限度額④ (令和4年4月28日通知)(国のR3予算)		18,155,000 円	
小計 通常分 交付限度額①+②+③+④ (国のR3予算)						22,345,000 円	
				通常分 交付限度額⑤ (令和4年4月28日通知)(国のR4予算)		54,463,000 円	
				重点交付金分 交付限度額⑥ (令和4年9月20日通知)(国のR4予算)		47,626,000 円	
交付限度額計						124,434,000 円	

実施 計画 No	補助 ・ 単 独	交付対象事業の名称	交付金 の 区分	A					C	D	実施計画に記載した 事業の概要(①②③④を必ずそれぞれの項目毎に明記) ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	成果目標(可能な限り定量的 指標を設定)	地域住民への 周知方法(HP、 広報紙など)	事業実績	事業実績に基づく成果及び評価 ①成果・効果 ②評価(課題等)	
				総事業費	B 交付対象経費	B' 国のR3予算分 (交付限度額 ①、②、③、 ④)	B'' 国のR4予算分 (交付限度額 ⑤)	B''' 国のR4予算分 (交付限度額 ⑥)								
				125,125,272	124,434,000	22,345,000	54,463,000	47,626,000	-	691,272						
1	単	町民応援振興券事業(国のR4 予算充当分)	通常交 付金	54,463,000	54,463,000	-	54,463,000	-	-	-	①コロナ禍における原油価格・物価の高騰により、1世帯当たりの年間生活費の負担が7～8万円増加する試算がなされており、町民は今後の生活に不安を感じている。そこで急激な社会情勢変化の激変緩和措置として、町民の生活に必要な商品・サービスを提供する町内の店舗で利用できる2種類の振興券を町民一人当たり合計6,000円分発行して「町民の将来不安を解消」するとともに、買い控えを抑制することで「地域経済の活性化と町内消費を喚起」する。今回、発行する2種類の振興券は「小規模店舗用(3,000円分)」と「全店舗用(3,000円分)」とし、小規模店舗用は従業員10人以下の店舗のみ利用できる店舗限定券、全店舗用は大型スーパー、ホームセンターを含む登録を希望する店舗とし、町民の振興券利用の利便性と小規模店舗の利用率向上を両立する。また、住民税非課税世帯には6,000円分の振興券(全店舗用)と18歳以下の世帯員が居住する世帯(該当する世帯員一人当たり6,000円分の振興券(全店舗用))については上記振興券に加えて発行する。 ②印刷、封筒購入費、郵送料、振興券換金 ③・印刷、封筒購入費 3,400千円 ・郵送料 6,120世帯×簡易書留670円＝4,100千円 ・振興券 14,500人(全町民)×6千円＝87,000千円 1,500世帯(非課税世帯分)×6千円＝ 9,000千円 2,200人(子育て世帯分)×6千円＝13,200千円 総事業費:116,700千円 ※うち国のR4予算充当分(交付限度額⑤):54,463千円 ④事業者(換金)、町民(振興券配布)	物価高騰に伴う、地域経済の活性化と町内消費を促進するため、振興券の利用率100%	町HP・広報・有線放送・取り扱い店舗に情報を掲載 (基準日に住民票がある世帯主宛てに全戸配布)	地域振興券事業第5弾となる原油価格・物価の高騰による急激な社会情勢変化への激変緩和措置として、町内の全店舗(A券)と小規模店舗(B券)で利用できる2種類の振興券を全町民、非課税世帯、子育て世帯にそれぞれ配布したことにより、生活に不安を感じていた方や、小規模店舗での利用向上の両立に繋げることができた。 ・配布実績 全町民 14,202人 非課税世帯 1,341世帯 子育て世帯 2,052人 ・利用率 全店舗(A券)123,769／125,928枚 98.29% 小規模店舗(B券)83,708／85,212枚 98.23%	①需要が高まる年末に利用期間(9/16～12/31)が入っていたことや、積極的な広報周知を実施し、振興券の必要性や趣旨の理解により100%に近い利用率の増加に繋げることができた。 ②小規模店舗を対象とした内容を取り入れたことにより、多くの店舗での利用に繋げることができた。 盗難防止対策として簡易書留による郵送方法を実施したため、利用者の手元に届くまでに若干の時間を要したが、未配達等の問い合わせ等に対しても的確な対応を行うことができた。	
2	単	町民応援振興券事業(国のR3 予算充当分)	通常交 付金	22,345,000	22,345,000	22,345,000	-	-	-	-	※うち国のR3予算充当分(交付限度額②③④):22,345千円)					
3	単	町民応援振興券事業(国のR4 予算重点交付分)	重点交 付金	31,701,272	31,226,000	-	-	31,226,000	-	475,272	※うち国のR4予算充当分(交付限度額⑥):39,892千円					
4	単	飼料価格高騰対策酪農支援事業	重点交 付金	2,910,000	2,900,000	-	-	2,900,000	-	10,000	①コロナ禍におけるエネルギー・食料品価格等の物価高騰による輸入配合飼料の価格高騰を受け、畜産農家の経営は多大な影響を受けている。畜産農家の負担増加額分を助成することで農家負担を軽減し、営農継続と経営の安定を図る。 ②配合飼料価格高騰分への補助金 ③農畜産振興機構HP「配合飼料の価格動向」のR4小売価格からR3小売価格を差し引いた高騰額(高騰額) R4.1価格86,520円/tーR3.1価格74,550円/t＝11,970円/t ・11,970円/t×1頭あたりの年間配合飼料使用量0.9t×50%＝5,000円(1頭あたりの支援単価) ・約800頭(町内酪農家飼育頭数)×5,000円＝4,000,000円(R4.7.1時点において飼育している牛1頭あたり5,000円) ④町内酪農家 R4.7.1時点において飼育している牛全頭分の支給率100%	R4.7.1時点において飼育している牛全頭分の支給率100%	町広報に情報を掲載	補助対象酪農家数 11件 補助対象頭数 582頭 補助金額 2,910,000円	①令和4年度における酪農家の廃業数は0軒であった。 ②飼料価格の高騰による酪農経営の悪化を緩和するため、酪農家に配合飼料価格高騰分への補助金を交付することで、飼料費の負担を軽減することができ、営農継続と経営の安定を図ることができた。その中で、酪農家は、輸入配合飼料から自給飼料への割合を増やす努力はしているものの、円安や長引く世界情勢の不安等による物価高騰は、酪農家の経営努力だけでは営農継続が難しい。	
7	単	障がい福祉施設価格高騰対策 支援事業	重点交 付金	2,559,000	2,400,000	-	-	2,400,000	-	159,000	①コロナ禍における原油価格等の高騰に伴う光熱費の増大による影響を緩和するため、障がい福祉施設へ支援金を支給する。光熱費の高騰による経営の圧迫を緩和することで、福祉サービスの安定的な提供を図る。県では光熱費の高騰差額分から半年分となる1/2について定額補助を行うが、県内でも寒冷地である町内の施設では県単価による高騰分とは乖離があり、1/2では高騰分の額には到底及ばない。特に小規模な事業所においては事業費に高騰分を転嫁できないため、事業運営に大きな影響を受けている。県基準と同額の上乗せ補助を行うことで安定した福祉サービスを確保する。 ②光熱費高騰分への補助金 ③・入所系 基準単価180千円×4か所＋加算額9千円×利用定員数90＝1,530千円 ・通所系 基準単価90千円×9か所＋加算額3千円×利用定員数28＝894千円 ・訪問系 基準単価20千円×3か所＝60千円 ④町内障がい福祉施設 障がい福祉施設への支給率100%	障がい福祉施設への支給率100%	町HPIに情報を掲載	町内障がい福祉施設(15カ所)へ以下支給 支給額合計 2,559,000円 ・入所系施設(3カ所) 基準単価180千円＋加算額9千円×利用定員数 支給額(3カ所合計) 1,350,000円 ・通所系(9か所) 基準単価90千円＋加算額3千円×利用定員数 支給額(9か所合計) 1,269,000円 ・訪問系(3か所) 基準単価20千円 支給額(3カ所合計) 60,000円	①障がい福祉施設への支給率100% ②光熱費増大等厳しい収支状況の中ではあったが、安定的なサービスの提供、事業運営の継続を図ることができた。	

★★★★★令和4年度 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 事業評価

				通常分 交付限度額② (令和4年1～3月補助裏分)(国のR3予算)	2,250,000 円	
				通常分 交付限度額③ (令和4年4月以降補助裏分)(国のR3予算)	1,940,000 円	
				通常分 交付限度額④ (令和4年4月28日通知)(国のR3予算)	18,155,000 円	
小計 通常分 交付限度額①+②+③+④ (国のR3予算)				22,345,000 円		
				通常分 交付限度額⑤ (令和4年4月28日通知)(国のR4予算)	54,463,000 円	
				重点交付金分 交付限度額⑥ (令和4年9月20日通知)(国のR4予算)	47,626,000 円	
交付限度額計				124,434,000 円		

実施 計画 No	補 助 ・ 単 独	交付対象事業の名称	交付金 の区分	A					C	D	実施計画に記載した 事業の概要①②③④を必ずそれぞれの項目毎に明記) ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	成果目標(可能な限り定量的 指標を設定)	地域住民への 周知方法(HP、 広報紙など)	事業実績	事業実績に基づく成果及び評価 ①成果・効果 ②評価(課題等)	
				総事業費	B 交付対象経費	B' 国のR3予算分 (交付限度額 ①、②、③、 ④)	B'' 国のR4予算分 (交付限度額 ⑤)	B''' 国のR4予算分 (交付限度額 ⑥)								
				125,125,272	124,434,000	22,345,000	54,463,000	47,626,000	-	691,272						
8	単	高齢者福祉施設価格高騰対策 支援事業	重点交付金	6,217,000	6,200,000	-	-	6,200,000	-	17,000	①コロナ禍における原油価格等の高騰に伴う光熱費の増大による影響を緩和するため、高齢者福祉施設へ支援金を支給する。光熱費の高騰による経営の圧迫を緩和することで、介護サービスの安定的な提供を図る。県では光熱費の高騰差額分から半年分となる1/2について定額補助を行うが、県内でも寒冷地である町内の施設では県単価による高騰分とは乖離があり、1/2では高騰分の額には到底及ばない。事業費に高騰分を転嫁できないため、事業運営に大きな影響を受けている。県基準と同額の上乗せ補助を行うことで安定した介護サービスを確保する。 ②光熱費高騰分への補助金 ③・入所系 基準単価180千円×11か所+加算額9千円×利用定員数355＝5,175千円 ・通所系 基準単価90千円×7か所+加算額3千円×利用定員数204＝1,242千円 ・訪問系 基準単価20千円×8か所＝160千円 ④町内高齢者福祉施設	高齢者福祉施設への支給率100%	町HPIに情報を掲載	町内高齢者福祉施設(25カ所)へ以下支給 支給額合計 6,217,000円 ・入所施設(10カ所) 基準単価180千円+加算額9千円×利用定員数355 支給額(10カ所合計) 4,815,000円 ・通所系(7か所) 基準単価90千円+加算額3千円×利用定員数204 支給額(7か所合計) 1,242,000円 ・訪問系(8か所) 基準単価20千円 支給額(8カ所合計) 160,000円	①高齢者施設への支給率100% ②光熱費価格高騰により厳しい収支状況の中ではあったが、安定的なサービスの提供、事業運営の継続を図ることができた。	
9	単	医療機関価格高騰対策支援事業	重点交付金	4,930,000	4,900,000	-	-	4,900,000	-	30,000	①コロナ禍における原油価格等の高騰に伴う光熱費の増大による影響を緩和するため、保険医療機関へ支援金を支給する。光熱費の高騰による経営の圧迫を緩和することで、安定的な診療の実施を確保する。県では光熱費の高騰差額分から半年分となる1/2について定額補助を行うが、県内でも寒冷地である町内の機関では県単価による高騰分とは乖離があり、1/2では高騰分の額には到底及ばない。特に小規模な診療所や薬局等においては保険単価が公定価格のため高騰分を転嫁できず、経営に大きな影響を受けている。県基準と同額の上乗せ補助を行うことで安定した医療を確保する。なお県補助の対象外である保険診療を行う接骨院も対象とし高騰分の支援により安定した診療の実施を確保する。 ②光熱費高騰分への補助金 ③・病院(有床) 基準単価180千円×1か所+加算額20千円×病床数161＝3,400千円 ・診療所(無床) 基準単価90千円×7か所＝630千円 ・薬局 基準単価90千円×3か所＝270千円 ・接骨院 基準単価90千円×7か所＝630千円 ④町内医療機関	医療機関への支給率100%	町HPIに情報を掲載	町内医療機関等18施設へ交付 内容 ・病院(有床) 基準単価180千円×1か所+加算額20千円×病床数161＝3,400千円 ・診療所(無床) 基準単価90千円×7か所＝630千円 ・薬局 基準単価90千円×3か所＝270千円 ・接骨院 基準単価90千円×7か所＝630千円 総事業費 4,930千円	①町内医療機関等への支援金18施設100%支給。 町内の医療機関等へ支援金を支給することで、コロナ禍における原油価格等の高騰に伴う光熱費等の増大による経営状態への影響を緩和することで経営の安定化を図り、安定的な診療の実施を確保することができた。 特に小規模な診療所や薬局等においては保険単価が公定価格のため高騰分を転嫁できず、経営に大きな影響を受けており、安定診療のための支援となった。 ②町内医療機関等の安定診療を維持することができた。	